

知床半島ヒグマ保護管理方針(素案)

背景

知床半島では、世界有数の高密度状態でヒグマ個体群が維持されており、食物連鎖の頂点として海域と陸域の相互関係の維持に重要な役割を果たすとともに、知床を象徴する野生動物となっている。一方、斜里・羅臼両町のヒグマ目撃件数は全国的に見ても突出して多く、遊歩道周辺への出没や人の生活圏への出没などが日常的に発生しており、遊歩道の慢性的な閉鎖、利用者との軋轢、農業・漁業被害の発生等につながっている。

これらの軋轢に対して、斜里町、羅臼町、知床財団、環境省では、地元猟友会との連携のもとに、ヒグマ出没時における調査、追い払い、駆除、パトロール、誘引物除去等の対応を実施しており、利用者や住民の安全を確保するとともに、人身事故の発生件数を低く抑えているが、年間の対応件数は600件を超えており、慢性的な対応が必要となっている。

また、出没時の対応に加え、関係行政機関等では、利用者や住民への情報提供や普及啓発、電気柵やフードロッカー、高架式木道の整備、利用の自粛や利用調整地区の導入等の対策を実施しているが、出没時の対応も含めた、統一的な対応方針は策定されていない。本管理方針は、関係行政機関や地域関係団体等で共有できる、ヒグマ個体群の保全と利用者や地域住民との軋轢の解消を目的とした、ヒグマ保護管理に係る統一的な基本方針を策定するものである。

管理の目的

- 知床世界自然遺産地域を中心とした地域個体群の存続
- ヒグマによる人身被害の防止と地域産業への経済的被害の抑制
- サケ科魚類の捕食等を通じた海域と陸域の物質循環の担い手としての役割維持。
- 知床世界自然遺産地域の利用者の安全確保と良質な自然体験の提供の両立。

管理の基本方針

- ・知床半島における健全なヒグマ個体群を維持するために、ヒグマ個体数と、個体の質に着眼し保護管理を行う。
- ・個体数のモニタリングを行い、個体群の増減傾向を把握するとともに、知床半島における適正な生息密度を検討する。
- ・メス成獣に対する年間の捕獲頭数上限目途を設け、ヒグマ個体数を維持し、独立した個体群としての保全をめざす。
- ・知床半島においては、高密度状態でヒグマが生息しているとともに、捕獲数を最小限にする対策が行われていることから、当面はヒグマ個体数の激減は想定されない。そのため、個体数水準に応じて管理措置を変更するという総捕獲数管理手法は採用しない。
- ・問題個体の個体数の減少に努めるとともに、利用者や地域住民に対してはヒグマと共存するための知恵を啓発することにより、人との軋轢を解消し、ヒグマと人とが共存できる地域をめざす。
- ・計画期間の実行状況、モニタリング結果を踏まえ、管理方針の見直しを行う。

問題個体とは、人の活動に実害をもたらす個体、もしくは人に積極的につきまとう、または人を攻撃する個体を指す。

管理の目標

斜里町羅臼町内での5年間での捕獲頭数はメス成獣 頭以下をめざす。

ヒグマによる人身被害、および餌付けなど人側の要因による危険事例について、発生ゼロをめざす。

主要利用拠点における歩道閉鎖等の発生件数を可能な限り減少させ、安全かつ安定的な自然体験を提供する。

その他、利用者のコントロールや普及啓発等に係る目標の設定を検討する。

保護管理施策

ヒグマの保護管理活動

〔平時〕

- ・ 生息地利用や行動パターン、繁殖状況などに関するモニタリング調査
- ・ 捕獲個体の把握、年齢構成などに関する調査
- ・ パトロールや日常業務を通じたヒグマの出没状況の把握
- ・ 不法投棄ゴミやエゾシカ・海棲ほ乳類の死体など誘引物の除去

〔緊急時〕

- ・ 仮設電気柵などによる行動管理
- ・ 威嚇追い払い（ゴム弾・花火弾・轟音玉・犬）
- ・ 駆除（銃）
- ・ 生け捕り（箱罠）・移動放獣
- ・ 生け捕り（箱罠）・飼育施設への隔離

公園利用者への対応

〔平時〕

- ・ 行政職員による公園拠点施設等や野外におけるレクチャー・情報提供・指導
- ・ 民間自然ガイドによるレクチャーなど
- ・ ホームページ、パンフレット、拠点施設内の展示による普及啓発
- ・ 安全対策機材の利用推奨や貸出（クマスプレー・フードコンテナ等）
- ・ 野外看板での広報
- ・ 利用調整地区制度の導入
- ・ アクセスのコントロールや安全管理可能な人材による引率（シャトルバスシステム・知床五湖地上歩道利用システムなど）

〔緊急時〕

- ・ 歩道等公園施設の閉鎖
- ・ 利用自粛要請
- ・ 緊急注意喚起看板の設置
- ・ 公園利用者の避難誘導、降車抑止などの指導

地域への対応

〔平時〕

- ・ 学校教育を通じた児童生徒への普及啓発（ヒグマ学習、トランクキット）
- ・ 社会教育活動を通じた地域住民への普及啓発
- ・ ポスターなどの掲示や町広報誌での情報発信
- ・ 定期チラシ発行（春・秋のチラシ折り込み）
- ・ 被害発生頻度の高い農地や番屋等への侵入防止柵・電気柵の活用による防衛の普及

- ・ゴミや食料（干し魚など）の管理に関する指導
- ・家庭菜園などの鳥獣害防止柵へのエゾシカの羅網対策、指導

〔緊急時〕

- ・防災無線・広報車による広報
- ・立て看板による注意喚起
- ・一時的な外出自粛要請、立入制限、通行止め
- ・児童生徒の集団登下校

施設などの整備

- ・侵入防止柵・電気柵の整備
- ・利用拠点における高架式木道の整備
- ・登山道、野営場等へのフードロッカーの設置
- ・野外看板の設置
- ・野営場におけるクマ対策型ゴミ箱の設置
- ・安全指導のレクチャー等のための拠点施設整備
- ・住民居住地域におけるクマ対策型ゴミステーション整備

対象地域

世界自然遺産地域に生息するヒグマの行動圏である斜里町、羅臼町、標津町を主な対象地域とする。

- ・世界自然遺産地域
基本的には追い払いによる対応を中心とし、駆除は必要最低限とする。地域住民（番屋や農家等）に対してもヒグマの生息に理解を求め、対策をお願いする。
- ・隣接地域 A（遺産地域外の羅臼町、斜里町）
住民生活を優先し、人身被害や経済被害のリスクがある場合には駆除を前提とする。
- ・隣接地域 B（標津町）
ヒグマ保護管理に係る情報提供等をお願いする。可能な範囲で隣接地域 A と同様の対応を実施する。

ゾーニングとそれに対応した管理施策

- A 案 横軸 ヒグマ保全優先度。ヒグマの保全の優先度を地理的にゾーニングする。世界遺産や国立公園の地種区分等を参照する。
縦軸 管理水準。経済被害や人身被害のリスクにより、ヒグマの出没があった際の対策の緊急性で分類する。
ヒグマにとっての生息地の重要性の観点と、人身・経済的なリスクの観点から対処方針を整理する。
- B 案 出没個体の有害性に応じた対応を基本とする。ゾーニングは、遺産地域内と遺産地域外を大きく分け、遺産地域内は経常的な経済活動が存在するか否かで区分し、遺産地域外は市街

地、農地、森林地帯で区分する。

C 案 人の利用と経済活動の多寡に基づいて5つのゾーンに分類し、ゾーン毎に対処方針を整理する。

ゾーニングA案

横軸:ヒグマ保全優先度・縦軸:安全管理水準

管理水準高 (リスク大)	市街地 集落 水産加工場	フレベ遊歩道 カムイワッカ湯の滝	知床五湖
管理水準中 (リスク中)	農地 施設	岩尾別幌別道道国道沿 線	羅臼岳登山道 羅臼湖
管理水準低 (リスク小)	林道 遺産地域外道路(人家な し)	ポンホロ沼	知床連山縦走路 岬トレッキングコース 特記なしの遺産地域
	ヒグマ保全優先度低 (遺産地域外など)	ヒグマ保全優先度中 (遺産地域B地区など)	ヒグマ保全優先度高 (遺産地域A地区など)

上記マトリックスに対応した管理施策

管理水準高 (リスク大)	施設整備や捕獲対応を含 め、全ての管理施策を使 用。	供用停止 誘引物除去 威嚇追い払い	供用停止 誘引物除去 威嚇追い払い 施設整備高架木道 移動放獣
管理水準中 (リスク中)	仮設電気柵等 誘引物除去 威嚇追い払い	誘引物除去 威嚇追い払い	誘引物除去 利用自粛
管理水準低 (リスク小)		利用自粛	利用自粛
	ヒグマ保全優先度低 (遺産地域外など)	ヒグマ保全優先度中 (遺産地域B地区など)	ヒグマ保全優先度高 (遺産地域A地区など)

緊急時は各セルとも捕獲対応あり。

ゾーニングB案

出没個体の有害性に応じた対応方針。

遺産地域外は渡島半島地域の基準に準じる。遺産地域内基準は新規設定。

段階	人に対するクマの行動	対応方針	
0	人を恐れて避ける。	市街地 農地	情報提供、見回り、誘引物除去
		森林地帯	情報提供、入林者への情報提供、誘引物除去
		遺産地域	情報提供、見回り、必要な場合、誘引物除去
1	人を恐れず避けない。	市街地 農地	情報提供、追い払い学習付け、出没継続の場合は捕獲
		森林地帯	情報提供、入林禁止、追い払い学習付け
		遺産地域	経常的な経済活動存在しない 段階0と同じ。 経常的な経済活動存在 追い払い学習付け、出没継続の場合捕獲
2	農作物に被害を与えるなど、人の活動に実害をもたらす。	市街地 農耕地	情報提供、見回り、問題個体の捕獲等
		森林地帯	情報提供、入林禁止、追い払い学習付け、問題個体の捕獲等
		遺産地域	追い払い学習付け、被害発生の場合は捕獲
3	人に積極的につきまとう、または人を攻撃する。	市街地 農地 森林地帯 遺産地域	問題個体の捕獲等

誘引物については、人為的なもの(保管してあった食料、ゴミや残飯など)であれば、いかなる場所でも原則回収。

遺産地域内のゾーニング

経常的な経済活動が存在するエリアと、しないエリアに区分

- ・ここでいう経済活動は1次産業のみならず、3次産業(観光・運輸など)も含めるか？
- ・経済活動は面ではなく、線上に配置されている場合も多々あり。
- ・主要利用拠点などにおける公園利用者等への対応は、別途整理が必要か？

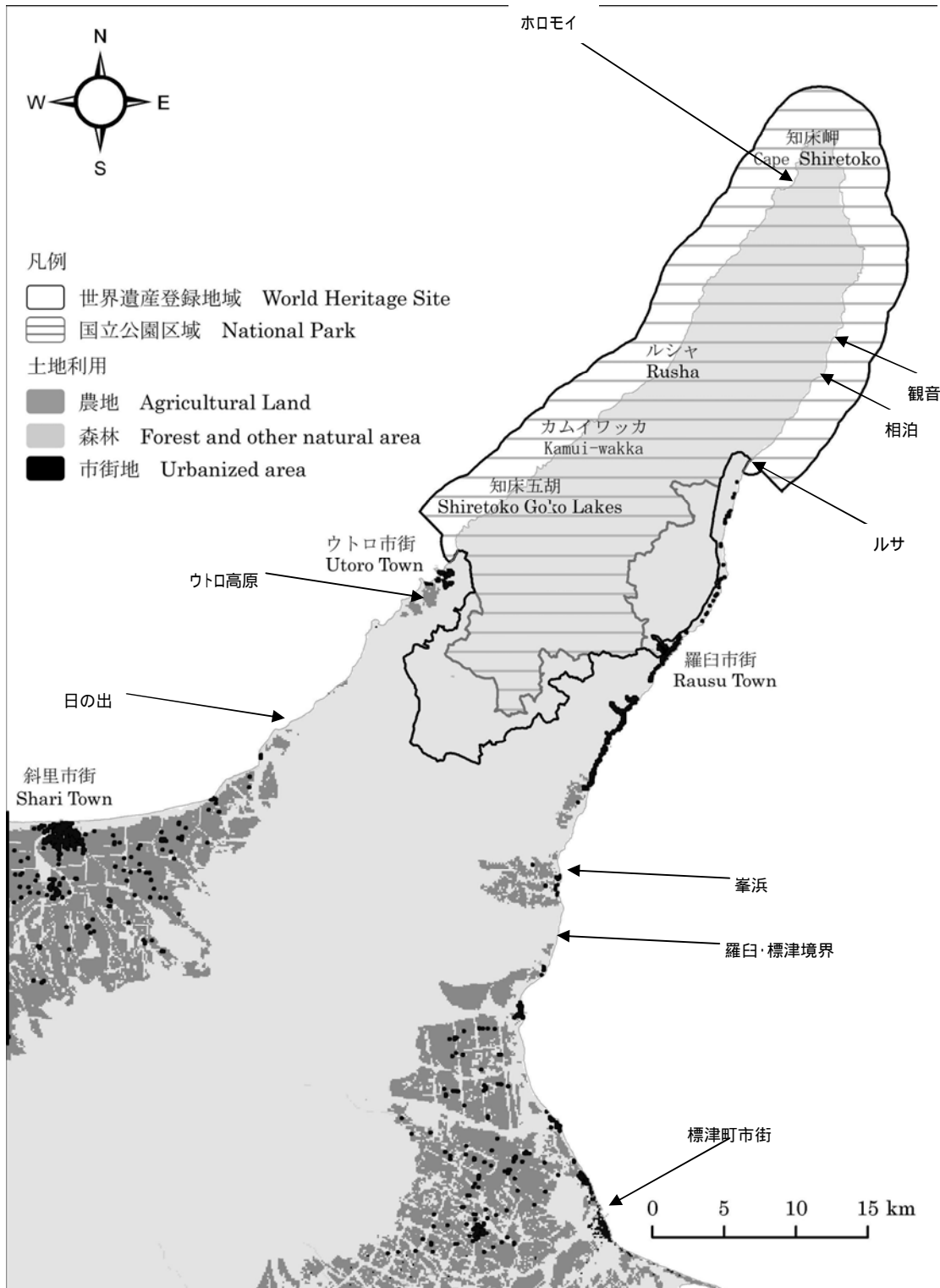
ゾーニングC案

原則として、どのゾーンにおいても、人に積極的につきまとう、または人を攻撃するなどの行動をする個体が見られた場合には捕獲を前提とする。その他、どのゾーンにおいても必要に応じて調査、モニタリング、パトロール等の対策も実施する。

区分	該当地域	ヒグマ保護管理活動	利用者への対応	地域への対応
ゾーン1 人身・経済 リスク:わずか クマへの 許容度:大 世界遺産 地域	季節的には公園利用者がいるが、人の利用や経済活動が極めて少ない地域。 番屋が極めて少ない海岸線。斜里側:岩尾別川から文吉湾までの海岸。 知床連山縦走路、その他の高標高地。	原則として対応なし。	〔平時〕 ・食糧・ゴミ管理、クマスプレー・フードコンテナの携行などの安全対策を求める。 ・各種普及啓発、情報提供。 ・フードロッカーの設置。 〔緊急時〕 ・利用自粛要請。 ・注意喚起の広報や情報提供。	
ゾーン2 人身・経済 リスク:小 クマへの 許容度:大 世界遺産 地域および隣 接地域の中 高標高地	観光などで一定の利用者が訪れる地域、又は定住者はいないが、番屋など季節的な生活者が低密度に存在する地域。 知床横断道路沿線、羅臼湖、羅臼岳登山道、ポンホロ沼など。 文吉湾～観音岩の間の先端部海岸。 羅臼湖以南の遺産地域や隣接地域の緑の回廊地区、道立斜里岳自然公園。	必要に応じて追い払いを行う。 誘引物は除去する。	〔平時〕 ・食糧・ゴミ管理、クマスプレー・フードコンテナの携行、ガイドツアーの推奨など一定の安全対策を求める。 ・各種普及啓発、情報提供。 〔緊急時〕 ・利用自粛要請(必要に応じて歩道等の閉鎖)。 ・注意喚起の広報や情報提供。	〔平時〕 ・ゴミ・食糧などの管理に関する指導。 ・各種普及啓発、情報提供。 ・侵入防止柵等の設置による防衛の普及。 〔緊急時〕 ・注意喚起の広報や情報提供。 ・仮設電気柵などによる防衛。

知床五湖においては、高架式木道を整備するとともに、利用調整地区制度を導入しており、それらに基づくヒグマ保護管理活動および利用者等への対応を実施する。

区分	該当地域	ヒグマ 保護管理活動	利用者への対応	地域への対応
<p>ゾーン3</p> <p>人身・経済 リスク:中～大</p> <p>クマへの 許容度:中</p> <p>世界遺産地 域</p>	<p>遺産地域内の利用者が多い地域。一部地域では番屋や定住者がわずかに存在。</p> <p>斜里町国立公園内の岩尾別・幌別台地。町道岩尾別温泉道路～岩尾別登山口。羅臼町観音岩以南～ルサ河口の国立公園内海岸部。カムイワッカ湯の滝、フレペ遊歩道、羅臼温泉集団施設地区など。</p>	<p>追い払いを基本とするが、ヒグマの行動の程度によって、捕獲も選択肢としながら段階的に対応する。</p> <p>誘引物は除去する。</p>	<p>[平時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種普及啓発、情報提供。 野外看板等の各種施設の整備。 <p>[緊急時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道等の閉鎖。 注意喚起の広報や情報提供。 	<p>[平時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴミ・食糧などの管理に関する指導。 各種普及啓発、情報提供。 侵入防止柵等の設置による防衛の普及。 <p>[緊急時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の広報や情報提供。 仮設電気柵などによる防衛。
<p>ゾーン4</p> <p>人身・経済 リスク:大</p> <p>クマへの 許容度:低</p> <p>隣接地域</p>	<p>定住者がいるが市街地ではない。農業・水産業など経済活動が行われており、それらに起因する誘引物がある地域。</p> <p>斜里町ウトロ高原、日の出以南の斜里平野農耕地域。</p> <p>羅臼町ルサ河口以南、知円別までの海岸部、牽浜地区農耕地域。</p>	<p>可能ならば追い払いによる忌避学習付けもするが、住民生活を優先し、被害が見られる場合には捕獲とする。</p> <p>誘引物は除去する。</p>		<p>[平時]</p> <ul style="list-style-type: none"> ゴミ・食糧などの管理に関する指導。 各種普及啓発、情報提供。 各種施設の整備。 <p>[緊急時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の広報や情報提供。 一時的な外出自粛要請、立入制限、通行止め等。 児童生徒の集団登下校。
<p>ゾーン5</p> <p>人身・経済 リスク:大</p> <p>クマへの 許容度:最低</p> <p>隣接地域</p>	<p>斜里町ウトロ市街、斜里本町市街、羅臼町市街地</p>	<p>基本的に捕獲とする。(可能ならば追い払いも行う)</p> <p>誘引物は除去する。</p>		<p>[平時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種普及啓発、情報提供 ゴミ・食糧などの管理に関する指導。 各種施設の整備。 <p>[緊急時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の広報や情報提供 一時的な外出自粛要請、立入制限、通行止め等。 児童生徒の集団登下校。



生息地の保全に関する事項

知床世界自然遺産地域においては、河川工作物の改良の取組が進められており、これらの取り組みを推進することにより、ヒグマによるサケ科魚類の利用の機会の確保に努める。

世界遺産地域は遠音別岳原生自然環境保全地域、知床国立公園、知床森林生態系保全地域、国指定知床鳥獣保護区に指定されており、これらの保護制度の適切な運用により、良好なヒグマの生息環境を維持する。

運用期間

5年ごとに見直しを行う計画として運用する。

関係行政機関および法律

合意形成と見直しの手法